

幸区子育て情報誌編集会議公募委員選考会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区子育て情報誌編集会議公募委員募集要綱第4条第2項の規定に基づき、公募委員の選考を行うため、幸区子育て情報誌編集会議公募委員選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選考会の委員は、次の者をもって充てるものとする。

- (1) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
- (2) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (3) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保育所等・地域連携担当課長
- (6) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
- (7) まちづくり推進部生涯学習支援課長

(委員長)

第3条 選考会に委員長を置き、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選考会を代表とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 選考会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(庶務)

第5条 選考会の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考会の運営について必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。また、この要綱の施行に伴い、「幸区子育て情報誌編集委員会公募委員選考会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。